

赤坂自民亭での安倍総理、小野寺防衛大臣、上川法務大臣の飲酒の有無等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年七月二十日

小 西 洋 之

参議院議長伊達忠一殿

O

O

赤坂自民亭での安倍総理、小野寺防衛大臣、上川法務大臣の飲酒の有無等に関する質問主意書

一 安倍総理は、本年七月五日に開催された赤坂自民亭なる会合において、自ら山口県産のアルコール類を持参したのか。

二 安倍総理は、赤坂自民亭なる会合に出席している間、日本酒やビール、ワインなどのアルコール類を飲酒したのか。飲酒したのであれば、飲酒の量や飲酒時間などその飲酒の態様を具体的に示されたい。

三 前記一及び二について、安倍総理が自ら持参したアルコール類を自ら飲酒した場合は、飲酒の量や飲酒時間などその飲酒の態様を具体的に示されたい。

四 小野寺防衛大臣は、赤坂自民亭なる会合に出席している間、日本酒やビール、ワインなどのアルコール類を飲酒したのか。飲酒したのであれば、飲酒の量や飲酒時間などその飲酒の態様を具体的に示されたい。また、その飲酒したアルコール類には安倍総理が持参したアルコール類が含まれているのか。

五 小野寺防衛大臣は「乾杯はいたしました」と記者会見で答えていたが、その乾杯の際にはアルコール類を飲酒したのか。また、その飲酒の量などの態様について具体的に示されたい。

六 前記二及び三について、仮に安倍総理が赤坂自民亭に出席している間に飲酒をしていたのであれば、二

百数十名以上の貴い人命が失われる等の甚大な被害を生じたこの度の西日本豪雨災害に際し、赤坂自民亭退席後以降においても国民の生命及び財産を守る責務を有する行政の最高責任者として許されない暴挙であり、総理大臣の資格がないものと考へるが政府の見解を示されたい。

七 前記四及び五について、仮に小野寺防衛大臣が赤坂自民亭に出席している間に飲酒をしていたのであれば、二百数十名以上の貴い人命が失われる等の甚大な被害を生じたこの度の西日本豪雨災害に際し、赤坂自民亭退席後以降においても災害派遣要請への対応等の防衛省・自衛隊の任務遂行を通じて国民の生命及び財産を守る責務を有する最高責任者として許されない暴挙であり、防衛大臣の資格がないものと考へるが政府の見解を示されたい。

八 上川法務大臣は、七名の死刑執行の前夜の赤坂自民亭なる会合においてエプロン着用の上で女将さん役を務めるとともに、自らも飲酒の上、集合写真において親指を立てたり、会合の締めで出席者と共に万歳を行つたりしたとされているが、これらの行為は事実であるのか、個々の事項についてその真否を具体的に示されたい。もし、これらの行為が事実であるのであれば、自らが裁可し命じた七名の死刑執行前夜の過ごし方は法務大臣として相応しいものであると考へるか。また、こうした過ごし方は、国民の司法行政

に対する理解及び信頼を得られる行状と考えるか。上川法務大臣にこれらの行状の真意について確認の上、答弁されたい。

九 前記八について、上川法務大臣は、最高裁判決にあるように「死刑が人間存在の根元である生命そのものを永遠に奪い去る冷厳な極刑であり、誠にやむをえない場合における窮屈の刑罰である」との認識はあるか。そうした認識がある場合に、その認識に基づく法務大臣の死刑執行の前夜の過ごし方として適切なものと考えているか。仮に、適切と考える場合はその具体的な理由を示されたい。

十 前記八及び九について、安倍総理は赤坂自民亭なる会合の時点でその翌日に七名の死刑執行が行われることを知っていたのか。知っていた場合、女将さん役を務めるとともに集合写真で親指を立てたり万歳などを行つたりするなどの行状を自らと共に繰り広げていた上川法務大臣に対して、どのような認識を有しているか。

右質問する。

O

O